

# 第五次地域管理経営計画書

## 第三次変更計画 (四万十川森林計画区)

計画期間 自 平成 29 年 4 月 1 日  
至 令和 4 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 2 年 3 月]

四国森林管理局

## 第五次地域管理経営計画（四万十川森林計画区）の変更について

### 【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき変更する。

なお、本変更計画は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

- ① 林分状況及び林道の被災による主伐の見直しのため、主伐量、更新量、保育量の変更
- ② 密度調整が必要な林分について間伐量の変更
- ③ 過密調整が必要な保安林の整備を実施し、保安林機能を向上させるための変更

### 【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
  - (4) 主要事業の実施に関する事項
    - ① 伐採総量
    - ② 更新総量
    - ③ 保育総量

※ 本計画書内に関して共通する注釈

1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量 (単位:m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	<u>646,899</u> 《177,424》	<u>1,021,326</u> (9,107)	<u>1,668,225</u>

注) 《 》は分収林の伐採量で内書き、( )は間伐面積

② 更新総量 (単位:ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	<u>924</u>	<u>327</u>	<u>1,252</u>

③ 保育総量 (単位:ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	<u>3,168</u>	29	438